○農林水産省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、元号を改める政令の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

農林水産大臣　吉川　貴盛

元号を改める政令の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令

（土地改良法施行規則の一部改正）

第一条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成　　年度」を「令和　　年度」に、「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「□平成　□昭和　□大正　□明治」を「□令和　□昭和　□平成　□大正　□昭和」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第五号中「平成」を「令和」に改める。

（獣医師法施行規則の一部改正）

第二条　獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第五号様式中「平成　年12月31日」を「令和　年12月31日」に、「１平成　２昭和　３昭和　４大正」を「１令和　２平成　３昭和　４大正」に、「４明治」を「５明治」に、「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第五十三条の二第四項」を「第七十三条第四項」に改める。

（漁業法施行規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「平成」を「令和」に改める。

一　漁業法施行規則（昭和二十五年農林省令第十六号）別記第一及び別記第二

二　森林病害虫等防除法施行規則（昭和二十五年農林省令第三十五号）別記様式第十六号及び別記様式第十六号の二

三　肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）別記様式

四　牧野法施行規則（昭和二十五年農林省令第八十七号）別記様式第一号及び別記様式第二号

五　飼料需給安定法施行規則（昭和二十八年農林省令第八号）別記様式

六　競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）別記様式第一号及び別記様式第二号

七　農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十四年農林水産省令第九号）別記様式

八　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第二十三号）別記様式第二号

（海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の一部改正）

第四条　海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令（昭和二十五年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「平成」を削る。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「平成」を削る。

別記第三号様式の二中「平成」を削る。

別記第七号様式から別記第十二号様式まで及び別記第十四号様式から別記第十五号様式の三までの規定中「平成」を削る。

別記第十六号様式から別記第十九号様式までの規定中「平成」を削る。

別記第二十号様式から別記第二十五号様式までの規定中「平成」を削る。

（植物防疫法施行規則の一部改正）

第五条　植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二十一号様式及び別記第二十二号様式中「平成」を「令和」に改める。

別記第二十五号様式及び別記第二十六号様式中「平成」を削る。

別記第二十八号様式から別記第三十号様式まで及び別記第三十二号様式から別記第三十六号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

（漁船法施行規則等の一部改正）

第六条　次に掲げる省令の規定中「平成」を「令和」に改める。

一　漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）別記様式第十五号

二　農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）別記様式第一号から別記様式第五号まで、別記様式第十一号、別記様式第十三号、別記様式第十四号及び別記様式第十六号

三　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別記様式第十四号及び別記様式第二十七号

四　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則（昭和二十九年農林省令第五十一号）別記第四号様式

五　農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）別記様式

六　家畜取引法施行規則（昭和三十一年農林省令第四十三号）別記様式第七号

七　家畜商法施行規則（昭和三十七年農林省令第四号）別記様式第三号及び別記様式第四号

八　集落地域整備法施行規則（昭和六十三年農林水産省令第四号）別記様式

九　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第六十九号）別記様式

十　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令（平成十四年農林水産省令第二十五号）別記様式第一号から別記様式第三号まで

十一　米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成二十一年農林水産省令第四十一号）別記様式第一号及び別記様式第三号

十二　公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年農林水産省令第五十一号）別記様式第一号

（漁港漁場整備法施行規則の一部改正）

第七条　漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「平成　　年　　月」を「　　年　　月」に、「平成　　年）」を「令和　　年）」に、「平成　　年度」を「令和　　年度」に、「投資期間　　平成」を「投資期間　　令和」に、「基準年度　　平成」を「基準年度　　」に改める。

別記第二号様式中「平成　　年　　月」を「　　年　　月」に、「平成　　年）」を「令和　　年）」に、「平成　　年度」を「　　年度」に、「投資期間　　平成」を「投資期間　　」に、「基準年度　平成」を「基準年度　　」に改める。

別記第四号様式中「平成」を「令和」に改める。

（海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令の一部改正）

第八条　海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和二十六年農林省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「番　　号　　平成　　年　　月　　日」を「番　　号　　令和　　年　　月　　日」に、「平成　　年　　月　　日から」を「　　年　　月　　日から」に改める。

別記第二号様式中「平成」を削る。

別記第四号様式中「平成」を「令和」に改める。

別記第五号様式中「平成」を削る。